
事後備置書類

2025 年 10 月 1 日

株式会社モンスターラボ

合併に係る事後備置書類

当社は、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社モンスターラボジャパン（以下「モンスターラボジャパン」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関しては、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第 200 条に定める事項は、以下に記載のとおりです。

2025 年 10 月 1 日

東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号
恵比寿プライムスクエアタワー4F
株式会社モンスターラボ
代表取締役 鮎川 宏樹

1 吸収合併が効力を生じた日（施行規則第 200 条第 1 号）

2025 年 10 月 1 日

2 吸収合併消滅会社における各手続の経過（施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 株主の差止請求手続

モンスターラボジャパンは、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

モンスターラボジャパンは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権者の新株予約権買取請求手続

モンスターラボジャパンは、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続

モンスターラボジャパンは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に従い、2025 年 2 月 14 日付の官報及び電子公告において、債権者に対して本合併に関する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに会社法第 789 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

3 吸収合併存続会社における各手続の経過（施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続

当社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

当社に対し、会社法第 797 条第 1 項に従い株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議手続

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に従い、2025 年 2 月 14 日付の官報及び電子公告において、債権者に対して本合併に関する異議申述の公告を行いました。異議申

述期限までに会社法第 799 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

- 4 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、モンスターラボジャパンからその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

- 5 吸収合併消滅会社の事前備置書面（施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

- 6 吸収合併の変更登記をした日（施行規則第 200 条第 6 号）

効力発生日である 2025 年 10 月 1 日以降、速やかに変更登記申請を行う予定です。

- 7 その他吸収合併に関する重要な事項（施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

別紙 事前備置書類

事前備置書類

2025 年 2 月 14 日

株式会社モンスターラボホールディングス

合併に係る事前備置書類

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社モンスターラボ（以下「モンスターラボ」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うにあたり、会社法第 794 条第 1 項の定めに従い、下記のとおり会社法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第 191 条に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

2025 年 2 月 14 日

東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号恵比寿プライムスクエアタワー4F
株式会社モンスターラボホールディングス
代表取締役 鮎川 宏樹

1 吸収合併契約の内容

別紙 1 の吸収合併契約書をご参照ください。

2 合併対価の定め相当性に関する事項（施行規則第 191 条第 1 号）

本合併は、当社の完全子会社との吸収合併であるため、本合併に際して、モンスターラボの株主に対して、当社の株式又はこれに代わる金銭等を交付いたしません。また、本合併により、当社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

3 消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項（施行規則第 191 条第 2 号）

吸収合併消滅会社であるモンスターラボでは、新株予約権を発行していません。

4 計算書類等に関する事項（施行規則第 191 条第 3 号乃至第 5 号）

(1) 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(イ) 最終事業年度の計算書類等

吸収合併消滅会社であるモンスターラボの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

(ロ) 重要な後発事象の内容に関する事項

該当事項はありません。

(2) 吸収合併存続会社における重要な後発事象の内容に関する事項

当社において、最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、以下のとおりです。

記

- 2025 年 3 月 28 日付第三者割当増資

当社は、2025 年 3 月 28 日付で、株式会社山陰合同銀行に対し、A 種種類株式を 1 株 100 円として、計 3,300,000,000 円を第三者割当の方法により割り当てる予定です。

5 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（施行規則第 191 条第 6 号）

本合併効力発生後の当社の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本合併後における当社の債務について、履行の見込みはあると判断しております。

以 上

別紙 1

吸収合併契約書

株式会社モンスターラボホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社モンスターラボ（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第 2 条（合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社モンスターラボホールディングス

住所：東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号恵比寿プライムスクエアタワー4F

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社モンスターラボ

住所：東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号恵比寿プライムスクエアタワー4F

第 3 条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第 5 条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 4 月 1 日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第 6 条（株主総会の開催）

甲は、効力発生日の前日までに、本契約を承認する株主総会決議を経なければならない。

第 7 条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第 8 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上、これを行う。

第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又はその他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（秘密保持）

甲及び乙は、本合併に関し、本契約の内容、本合併に係る協議・交渉経緯・内容及び相手方から開示される一切の情報（次の各号に掲げる情報を除き、以下「秘密情報」と総称する。）につき、相手方の書面による事前の承諾なく、弁護士、公認会計士、税理士及び財務アドバイザー以外の第三者に開示又は漏洩してはならず、本合併の検討以外の目的で使用してはならない。但し、法令若しくは金融商品取引所の規則又は裁判所の決定に基づき開示を要求される場合には、必要最小限の範囲で開示することができる。

- （1）受領した時点で公知であった情報又は受領後に受領者の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
- （2）受領した時点で、受領者がすでに保有していた情報
- （3）受領者が別途正当な権原を有する第三者から適法にかつ守秘義務を負わずに取得した情報
- （4）受領者が秘密情報によらずに独自に取得した情報

第11条（公表）

甲及び乙は、相手方の事前の同意なく、本合併の検討内容について公表せず、プレス・リリースその他の公表の内容、時期及び方法については、甲乙別途協議の上、合意する。

第12条（合意管轄）

1. 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本法に準拠する

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

貸 借 対 照 表

〔 2023 年 12 月 31 日現在 〕

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	591,784	買掛金	197,536
受取手形及び売掛金	1,071,942	関係会社買掛金	207,545
商品及び製品	60,000	未払金	233,257
仕掛品	601	関係会社未払金	252,019
貸倒引当金	△566	未払法人税等	66,413
その他	96,270	賞与引当金	135,454
流動資産合計	1,820,031	その他	148,030
		流動負債合計	1,240,258
		【固定負債】	
		長期借入金	48,114
		資産除去債務	8,682
		固定負債合計	56,796
【固定資産】		負債合計	1,297,054
(有形固定資産)		純資産の部	
建物	19,720	【株主資本】	
建物付属設備	11,015	資本金	100,000
車両運搬具	489	【資本剰余金】	
工具、器具及び備品	434	その他資本剰余金	311,567
減価償却累計額	△12,495	資本剰余金合計	311,567
有形固定資産合計	19,164	【利益剰余金】	
(投資その他の資産)		(その他利益剰余金)	800,564
関係会社長期貸付金	600,000	繰越利益剰余金	800,564
貸倒引当金	△42,490	利益剰余金合計	800,564
その他	112,480	株主資本合計	1,212,131
投資その他の資産合計	669,989	純資産合計	1,212,131
固定資産合計	689,154	負債純資産合計	2,509,186
資産合計	2,509,186		

注．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2023 年 1 月 1 日
至 2023 年 12 月 31 日 〕

(単位：千

円)

科目	金額	
【売上高】		6,340,199
【売上原価】		4,568,359
売上総利益		1,771,839
【販売費及び一般管理費】		1,574,627
営業利益		197,212
【営業外収益】		
関係会社業務受託料	70,896	
関係会社受取利息	3,865	
その他	2,587	77,348
【営業外費用】		
為替差損	17,327	
その他	1,735	19,062
税引前当期純利益		255,498
法人税、住民税及び事業税	67,152	
法人税等調整額	18,656	85,808
当期純利益		169,689

注．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2023 年 1 月 1 日
至 2023 年 12 月 31 日

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
2023 年 1 月 1 日残高	100,000	259,476	259,476	630,874	630,874	990,351	990,351
事業年度中の変動額							
当期純利益	—	—	—	169,689	169,689	169,689	169,689
企業結合による増加	—	52,090	52,090	—	—	52,090	52,090
事業年度中の変動額合計	—	52,090	52,090	169,689	169,689	221,780	221,780
2023 年 12 月 31 日残高	100,000	311,567	311,567	800,564	800,564	1,212,131	1,212,131

注．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を

採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定率法を採用しております。ただし2016年4月1日以降に取得した建物および建物付属設備については、定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・従業員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

(1) 未払金の表示方法の変更

「未払金」の表示方法は、従来、貸借対照表上「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より、「流動負債」の「未払金」として表示しております。

(2) 関係会社未払金の表示方法の変更

「関係会社未払金」の表示方法は、従来、貸借対照表上「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より、「流動負債」の「関係会社未払金」として表示しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 10,000 株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数

0 株